

○長崎大学における寄附金からの一部拠出に関する取扱要領

平成30年3月26日

学長裁定

改正 令和元年6月28日細則第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎大学寄附金取扱規程(平成16年規程第68号)第11条の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)が受け入れた寄附金(以下「寄附金」という。)からの一部拠出の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(一部拠出)

第2条 本学の教育研究の更なる活性化を目的として、寄附金の一部を当該目的を達成するための資金に拠出するものとする。

(一部拠出の額)

第3条 一部拠出の額は、寄附金の額の5%に相当する額とする。

(対象外の寄附金)

第4条 次に掲げる寄附金は、一部拠出の対象としない。

- (1) 寄附講座又は寄附研究部門の設置を目的として寄附されたもの
- (2) 公募による各種研究助成金の採択により寄附されたもの
- (3) 本学所属の教員個人から自己の資金により寄附されたもの
- (4) 長崎大学西遊基金規則(平成29年規則第33号)に規定する長崎大学西遊基金に寄附されたもの
- (5) 附属学校に寄附されたもの
- (6) 一部拠出の額が千円に満たないもの
- (7) その他学長が認めたもの

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、寄附金からの一部拠出に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、この要領による寄附金からの一部拠出は、施行の日以後に申込みされる寄附金について適用する。

附 則(令和元年6月28日細則第1号)

この細則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第2条から第4条までの規定は、こ

の細則の施行の日以後に申込みされる寄附金について適用する。